
令和3年 第13回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和3年9月17日 (金曜日)

議事日程 (第3号)

令和3年9月17日 午前9時00分開議

- 日程第1 諸報告 議会運営委員長の報告
- 日程第2 報告第6号 町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 日程第3 同意第4号 大刀洗町農業委員会委員の任命について
- 日程第4 議案第23号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第24号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第26号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第7 議案第27号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第8 議案第28号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第9 議案第29号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算 (第4号) について
- 日程第10 議案第30号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第4号) について
- 日程第11 認定第1号 令和2年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和2年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第17 発議第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第18 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意

見書について

日程第19 常任委員の選任について

日程第20 議会運営委員の選任について

日程第21 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告 議会運営委員長の報告
- 日程第2 報告第6号 町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 日程第3 同意第4号 大刀洗町農業委員会委員の任命について
- 日程第4 議案第23号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第24号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第26号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第27号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第28号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第29号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第30号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 認定第1号 令和2年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和2年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第17 発議第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第18 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 日程第19 常任委員の選任について
- 日程第20 議会運営委員の選任について
- 日程第21 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

出席議員（11名）

1 番 森田 勝典	2 番 隠塚 春子
3 番 平田 康雄	4 番 野瀬 繁隆
5 番 黒木 徳勝	7 番 平山 賢治
8 番 東 義一	9 番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	重松 俊一
税務課長	……………	田中 豊和	福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	棚町 瑞樹	子ども課長	……………	松元 治美
健康課長	……………	早川 正一	生涯学習課長	……………	矢野 智行
会計課長	……………	山田 恭恵	住民課長	……………	矢永 孝治
財政係長	……………	福岡 信義	人事法制係長	……………	堀内 智史
監査委員	……………	村山真知子			

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。現在の出席議員は11人です。ただいまから令和3年第13回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、諸報告を行います。

過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 議会運営委員長の黒木徳勝です。議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、令和3年9月15日午前9時から、協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行部側から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。

委員会の協議の結果、議案第29号大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について、議案第30号大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての2件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで諸報告を終わります。

日程第2. 報告第6号 町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、報告第6号町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。専決処分については、もう既に決裁されているわけなんですけど、6番目の専決処分の理由、これについて、破損した車両の修理を早急に行う必要があり、示談協議が長期化することにより和解が成立しないおそれがあるためという形で専決処分の理由を掲載されてありますけど、この文言において、いろんな解釈もあるかと思いますが、私自身の感じたことについては、被害者、加害者、加害者のほうが行政的な上の立場で、こうい

うことをするよというふうな感じがとられるような感じがするんですね。やはり、専決処分
の理由については、やはり相手方のことを十分思いながら、文言については記載を今後お願いし
たいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） これは答弁はよろしいですか。今後、記載をとということでの要望かと思
いますけども。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今議長が申されたように、今後という形なんですけど、この文言を、
これ閲覧できますので、被害者の方は、もしこれを見られた場合、何か被害者の方が何かな、主
導権じゃなくても、行政のほうが主導権を持って和解を早くしたいというふうな考え方にもとら
われますので、今後も十分注意していただくとともに、できれば今回のこの文言について、回答
をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 東議員の御指摘いただいた件についてお答えいたします。

理由につきまして、こういう御指摘がありまして、示談協議が長期化することにより和解が成
立しないおそれがあるためということの表現についてということだと思いますので、今後、こう
いうことがあったときに、理由につきまして、再度、もう一回持ち帰りまして、相手の方がこう
いうのを見てから気分を害するようなことのないように、もう一回表現について考えたいと思
いますので、どうも御指摘ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今後も、十分相手の身になって、やはり行政サイドからの、言葉は
悪いんですけど、上からの目線ではなく、住民、または他市町村の住民の方にも大刀洗町として
の誠意を十分見せた理由という形で、今後ともお願いしたいと思います。よろしくお願
いします。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決
処分の報告についてを終わります。

日程第3. 同意第4号 大刀洗町農業委員会委員の任命について

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、同意第4号大刀洗町農業委員会委員の任命についてを議題とい
たします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号大刀洗町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

日程第4. 議案第23号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、議案第23号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

日程第5. 議案第24号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第24号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第26号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第26号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第27号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第27号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第28号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第28号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第29号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第29号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課の重松でございます。

それでは、議案第29号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由及び内容について御説明いたします。

議案書を1枚めくってください。

令和3年度大刀洗町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,069万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億3,955万1,000円とする。

令和3年9月17日提出、大刀洗町長中山哲志。

では、内容について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。6ページです。4款2項2目塵芥処理費、補正額43万8,000円。これは12節委託料として、8月の大雨時の災害ごみの処理委託料でございます。

5款1項10目農村環境整備費、補正額690万。これは18節負担金・補助及び交付金として、大刀洗町農業土木事業補助金として690万を計上しております。

6款1項1目商工業振興費、補正額1,500万。これは18節負担金・補助及び交付金として、大刀洗町中小企業等月次支援金として1,500万の計上です。

7款3項2目公共下水道費、補正額85万8,000円。これは27節繰出金として、下水道事業特別会計へ繰出金として計上しております。

10款1項1目農業災害復旧費、補正額750万。これは、まず12節の委託料として、農林災害復旧委託料として250万と14節の工事請負費として500万、これは農林災害復旧工事費として500万を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。5ページをご覧ください。

12款1項3目災害復旧費分担金、補正額125万。これは農業災害復旧工事費として、地元分担金として125万を計上しております。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額1,191万5,000円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分として国のほうからの受入れをしております。

3目衛生費国庫補助金、補正額21万8,000円。これは、災害ごみの関連の支出の50%、災害等廃棄物処理事業費補助金として計上しております。

15款2項8目災害復旧費県補助金、補正額250万。これは、農地農業用施設災害復旧費助成金として50%の250万を計上しております。

18款1項1目基金繰入金、補正額308万5,000円。これはふるさと応援基金繰入金から計上しております。

19款1項1目繰出金、補正額1,172万8,000円。これは前年度繰越金から繰り入れて

おります。

以上で、一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

ここで暫時休憩をしたいと思います。議員の皆様は全員協議会室に集合願います。

休憩 午前9時18分

.....

再開 午前9時25分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き、質疑を再開します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

----- . ----- . -----

日程第10. 議案第30号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）に
ついて

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第30号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） それでは、議案第30号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案の内容を御説明させていただきます。議案書を1枚おめくりください。

議案第30号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億9,934万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年9月17日提出、大刀洗町長中山哲志。

それでは、初めに歳出予算から説明いたします。議案書6ページをお開きください。

2款1項1目公共下水道費、10節需用費で、171万6,000円の追加でございます。

これは、仕解田橋ほか1か所において、雷により破損した通報装置2か所の修繕でございます。今回、この通報装置の補正が遅れた理由としまして、今まで使っていた通報装置の機械と同等品を業者に探していただいておりますが、現在使用中の機械が古くて同等の機械が見つからず、新しい機械での対応にするまでの金額算定、見積りのほうが9月の補正の査定に間に合わなかったため、今回の追加補正に合わせて提案させていただき運びになったものでございます。

歳入について説明いたします。議案書の5ページをお開きください。

4款1項1目1節の一般会計歳入金としまして、85万8,000円を計上しております。それと6款1項1目1節の諸収入の雑入としまして、85万8,000円を計上しております。こちらは全国自治協会建物共済金として、修繕料の半額を受入れるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

ここで暫時休憩としたいと思います。議員各位は全員協議会室に集合してください。

休憩 午前9時34分

.....

再開 午前9時38分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き、質疑を再開します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

日程第11. 認定第1号 令和2年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 2. 認定第 2 号 令和 2 年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 3. 認定第 3 号 令和 2 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 4. 認定第 4 号 令和 2 年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 5. 認定第 5 号 令和 2 年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第 1 1、認定第 1 号令和 2 年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 1 5、認定第 5 号令和 2 年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 5 件については、関連がありますので、これを一括議題といたします。

認定につきましては、所管の決算特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、審査報告書提出ありました。決算特別委員会高橋直也委員長、登壇して、順次報告をお願いします。

○決算特別委員長（高橋 直也） 委員長報告をいたします。決算特別委員会の委員長を務めました高橋直也です。決算特別委員会の報告をいたします。

全議員で構成する決算特別委員会は、令和 3 年 9 月 6 日、7 日、8 日の 3 日間開催し、令和 2 年度の決算を審議いたしました。

本委員会に付託された一般会計決算と 4 つの特別会計決算について、審査の結果を会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

認定第 1 号令和 2 年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、本件は認定すべきものと決定いたしました。令和 2 年度決算審査を踏まえ、予算の執行及び来年度予算の策定に当たっては、特に以下の点に留意されるよう意見を付するものです。

まず 1 つ目に、新型コロナウイルス感染症の拡大や多発する自然災害の下で、災害対策や住民支援の施策は急務であり、交付金や積立金も有効に活用しながら、住民の生命安全を守る対策に引き続き万全を期すこと。

次に、予算の執行に当たっては、適正に補正を行い、効果的な執行に努めるとともに、不用額、繰越明許、不納欠損、流用などの事情は議会に丁寧に説明すること。

次に、認定第 2 号令和 2 年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 5 号令和 2 年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 4 特別会計については、審査の結果、本件は認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これで委員長報告を終わります。

これから、認定第1号令和2年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 2番、隠塚でございます。私は、令和2年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について、不認定の立場から討論させていただきます。

まずは、8月の大雨により床下浸水された方々、農作物などの被害を受けた方々、また冠水により流れ着いたごみの片づけに御苦労された方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本決算には、国の特別定額給付金の対象にならなかった新生児に対しての町独自の給付金や、中学3年生までの子供に対する町独自の医療費助成、また、保育所や学童保育所職員への慰労金や児童福祉施設への感染防止のための支援金など、ほとんどのものについては、認定に賛同いたします。

しかしながら、一括採決という性格上、認められない項目があります。

まずは、大刀洗地域ブランド創出事業です。国内へのPRに関してはともかく、海外事業としての香港の事業では、去年は3か所での枝豆収穫祭が実施されたということでしたが、その成果は不透明であります。香港は、御存知のとおり政情不安定な状況にもあり、また町民や議員の監視も行き届きません。費用対効果を考えると、不要不急の事業だと判断し、中止すべきだと考えます。

次に、内閣府への研修派遣です。昨年、議会からの意見として、職員の効果的な配置を求めました。決算委員会において、各課からの施策の説明を受けたところ、経験者が少ない、育てる余裕がないなど職員不足をうかがわせるような内容がありました。

そのような中、人材育成には賛成いたしますが、いわゆる手弁当での研修派遣でもあり、目的や効果が不明確だと思います。短期採用でしのぐのではなく、根本的な職員配置計画を立て、実行に移されるよう望みます。

また、ほかの研修についても強制することなく効果的な研修を望むものです。

次に、定住促進住宅事業ですが、町の財政負担なしでの建設を目指すということだったと聞き及んでおります。しかしながら、建設割賦金が2,800万余と30年にも及ぶ維持管理委託料が3棟で1,400万余との報告で高額となっております。

老朽化などの修理のため積立も行われてはおりますが、将来の負担軽減のためにも、まずは維持管理委託料の軽減を図るべきだと考えます。今後の予算編成や補正予算、決算においても、事業の根拠や財源、総合計画に沿った進捗状況など丁寧な説明を求めるものです。

以上のようなことから、一括採決の性格上、不承認と考えるものです。議員各位の御賛同をよ

ろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。私は、本件歳入歳出決算を認定すべき立場から討論させていただきます。

予算に掲げられた主な事業の執行について見てみますと、まず4年続いた浸水被害対応として、消防団の救助能力向上のための機材整備や防災専門家の増員など防災力の強化や交通弱者対策として公共交通の維持確保及び新規に地域循環バスの試行運転などの取組などが実施されるなど、安全安心な暮らしの向上が図られていると考えます。

また、ふるさと応援基金推進事業においては、返礼品の充実、町のPRなどにより、平成30年以降連続して10億円を超える寄附が令和2年度も続いています。

生活環境の保全では、新規に不良空き家等の除却補助金制度の創設、そして農業振興としては、農地機能を強化し、生産効率向上のための排水暗渠工事の実施など、生活に密着した施策の展開が図られています。

また、小学校のトイレ改修工事や児童生徒1人1台のパソコン、端末の整備など教育環境の充実、そして大堰保育園の改築工事、認可外保育所に入園している世帯への保育料の補助など子育て支援の充実も図られているものと考えます。

また、健康増進においては、がん検診事業において、従来の検診に新たに胃内視鏡検査を加え、早期発見、検診率向上への取組などが実施をされております。

そして、豪雨災害により被災した農地や公共土木施設の災害復旧事業及び平成30年の激甚災害で落橋した菅野橋の復旧、ちょうど落橋して3年で、この7月に完成はしております。そういった事業の実施など新規継続事業に関わる予算が適正に執行されているものと考えます。

そして、新型コロナウイルス感染拡大の防止に関してですが、町では、売上げ減少となった中小企業等への緊急支援を行うため、いち早く中小企業支援事業に取り組むとともに、クーポン券事業など地域経済や住民生活の支援策が講じられております。

また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を町の実情に合わせ、応じて、50を超える事業に活用し、令和3年度への繰越事業も含め、迅速で効果的な事業展開による地方創生が図られるものが期待をできます。今も続くコロナ禍において、その予防対策や補正対応など適正な予算執行に尽力されたものと考えますが、引き続き第5次基本計画に掲げる将来像の実現に向けた取組の推進を期待するところであります。

以上述べましたとおり、本歳入歳出決算は、認定すべきものとして、各議員の御賛同をお願い申し上げます。私の討論を終わります。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は、本決算案に不認定の立場から討論を行います。

毎年述べておりますが、本決算案につきましては、ほとんどの項目については評価いたしますし、認定すべきものの立場です。先ほど野瀬議員が討論でおっしゃった評価できる事業については、ほとんどの項目において私も賛同するものであります。

しかし、一括採決の性格上、認めるべきではないと考える項目もありますので討論いたします。

御承知のとおり、国内では、一昨年からの消費税増税や、毎年の社会保障切り捨てなどで多くの皆さんが苦しい生活を強いられてきました。これに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による健康問題や経済の悪化、さらに当町では5年連続となる水害が発生しており、行政がますます住民の皆さんの生命や健康、営業を守る手立てが求められています。このような中であって、本町ではコロナ対策や災害への対応を初め、職員さん方が日々尽力なさっていることに敬意を表します。

今後ともコロナ対策においては、町内の状況をよくつかみ、税や利用料の負担軽減、自宅待機者の方や回復者の方への直接支援や医療、高齢者、保育施設への支援、町内の自営業者の皆さんへの支援や経済対策、子供を預けられない保護者の皆さんへの休業支援など、あらゆる方策を視野に入れ、対策を講じていただきたいと思います。

災害対策にあっては、特に避難所の充実や改善に力を入れると同時に、冠水多発地域への生業支援対策にも踏み出して頂きたいと願う次第です。

また、近年の水害や大型台風の多発には、これまで利益再優先の経済政策による地球温暖化、またはダム偏重による河川行政の遅れなど政治の責任が大きいことを指摘しなければなりません。

大刀洗町においても、引き続き適切な河川整備を求めることや、全地球規模で地球温暖化防止のための直ちの取組開始を求めることなど、引き続き県や政府に対しても強く要請するようお願いいたします。

一方、デジタル化の推進と称してデジタル庁の創設や個人番号の普及推進など国策としての業務が市町村の負担となり、現場の御苦勞も多いことと拝察します。住民や市町村の利益にならないと思われる事業については、政府や県にも厳しく意見を述べていただくと同時に、町民の個人情報については、これを厳格に管理し、目的外に利用しないことや、政府が自治体の個人情報を管理乱用する動きに対しても厳しく反対を貫いていただきたいと思います。

さて、承服しかねる項目としましては、第1に国外を含む地域ブランド推進費及び旅費を含む事業費は、目的や効果、費用など全てを否定するものではありませんが、総合的に勘案しても、不要不急の事業と考えます。仮に来年度も計上の予定があるのであれば、他の予算より、なお一層事業の目的、事業効果、財源、契約、公平性の担保などを精査し、議会に示すべきだと考えま

す。

第2に地域優良賃貸住宅事業であります。計画当初より町の財政負担なしでの建設維持を目指すとの説明でありましたが、高い金利や管理料、高い入居率の設定やPFI方式そのものの制度の課題など今後の運営は不透明です。契約上の金額とはいえ、今後の町に大きな負担を生じさせかねません。どのような管理運営が適切か、さらに慎重な議論と計画が必要と考えます。

また、町職員数が極めて少なく業務多忙な中、内閣への職員研修は、その事業目的、事業効果について明確な答弁を頂いておらず、支出を承認すべきでないと考えています。

3点目に、同和関連の支出につきましては、特に一部団体への補助や会館の運営費を投げ渡すということは同和問題の真の解決にはつながらず、逆に差別を固定化し、温存する装置になっているというべきで承認しがたいものです。

先日の決算委員会におきまして、引き続き災害対策に万全を期すことや予算の適切な執行などについて意見が出されました。来年度予算の策定に当たっては、決算審査での指摘を十分に踏まえ、なお一層、住民福祉の立場に立った事業計画をお願いするものです。

以上述べてまいりましたが、一括採決の性格上、不承認と考えるものです。

また、国保特別会計、後期高齢者医療特別会計につきましても、高過ぎる被保険者負担に基づく運営であることから、不承認の立場であります。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。3番、平田康雄。

○議員（3番 平田 康雄） 議席番号3番、平田康雄です。私は賛成の立場から討論いたします。

令和2年度の決算につきましては、9月6日から7日にかけて、関係課長から決算書及び主要施策報告書などにに基づき、詳細な説明を受けました。

一般会計に係る決算額は、歳入が約106億7,000万円で、前年対比17.9%増、歳出が約100億6,700万円で19.3%増となっています。単年度収支は、約9,800万円の黒字であります。決算書に加え、主要施策としても86項目もの報告がありましたが、いずれも当初予算に関わられた多くの事業が計画どおり実施されていると認められます。中でも、私が特に注目したのは次の3点であります。

1つは、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業であります。新型コロナウイルス感染症対策として、庁内各課で繰越しを含め50を超える事業に取り組みられました。事業の実施に伴い、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活支援などが地域の実情によってきめ細かく実施されました。

2つ目は、教育環境整備のための事業の取組であります。GIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台の学習用コンピューター端末が導入されました。また、校内通信ネットワーク環境も整備されました。授業でのICT活用により、児童生徒の知識の定着が期待されます。また、

4 小学校のトイレの洋式化や大堰保育園の新築など、教育や保育環境が改善され、子供たちは快適な環境の中で勉学に励むことができるようになりました。

3つ目は、先ほど紹介がありましたけども、ふるさと応援寄附金が3年連続で10億円を超えました。また、新聞やテレビなどで度々本町に関するニュースが報じられています。これらは、各課における職員の積極的な事業対応に加え、大刀洗地域ブランド創設事業による枝豆収穫祭や大刀洗応援大使あるいは国内以外におけるPR活動などの取組が大きな要因となっていると考えられます。今後とも失敗を恐れず、新たな事業にも積極的に取り組んでください。

以上、3点について紹介しましたが、そのほかにもごみ処理などの塵芥処理事業、健康増進事業、災害復旧事業など住民生活にとって必要不可欠な事業が適正かつ確実に実施され、住みよい魅力あるよかまち大刀洗の実現に大きく寄与したものと認められます。議会としては、早急に決算書を承認すべきであります。皆さん方の御賛同をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、認定第1号令和2年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立8名〕

○議長（安丸眞一郎） 議員10名中、起立8名です。起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

これから、認定第2号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 議員10名中、起立9名です。起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第3号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 議員10名中、起立9名です。起立多数です。したがって、本件は認定することに決定しました。

これから認定第4号令和2年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号令和2年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

これから、認定第5号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

日程第16. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（安丸眞一郎） 日程第16、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会東委員長、登壇して報告をお願いします。東義一委員長。

○総務文教厚生委員長（東 義一） おはようございます。総務文教厚生委員長の東義一です。ただいまから委員長報告を行います。

令和3年第13回9月定例会において、総務文教厚生委員会に付託されました請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について、審査の結果を報告いたします。

委員会は、令和3年9月10日午後1時30分から協議会室において開催いたしました。出席委員は5名です。安丸議長及び紹介議員の平田議員と請願者の福岡県教職員組合浮羽三井支部より高良支部長の出席を得て審査をいたしました。

まず、紹介議員より請願の趣旨、内容の説明及び請願者より意見、補足説明を受け、審査を行いました。請願の趣旨、意見内容は、豊かな学びや学校の働き改革を実現するためには、加配措置ではなく、抜本的な定数改善計画に基づく教職員の定数改善の推進、また、今年度より小学校では、段階的に35人以下学級の措置がなされていることになっているが、中学校では40人以下学級のままでの現況であるということです。

また、義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の機会均等と水準の維持向上のため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1に復元することへの請願の内容でございました。

委員各位とも、請願内容を十分検討し、審査の結果、お手元に配付しています審査報告書のとおり、満場一致で採択するべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決いたします。

本請願に対する委員会の報告どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本請願については採択することに決定しました。

日程第17. 発議第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
について

○議長（安丸眞一郎） 日程第17、発議第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題といたします。

まず、意見書を朗読願います。事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（安丸眞一郎） 朗読が終わりました。

それでは、提出議員の趣旨説明を求めます。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 議席番号3番、平田康雄です。教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の趣旨を説明いたします。

内容は2点あります。

1点目は、計画的な教職員定数改善の推進についてであります。現在、学校現場においては、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、先生たちは教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するため、定数改善計画に基づく抜本的な教職員定数改善の早期完全実施を求めるものであります。

2点目は、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することです。義務教育国庫負担制度では、長い間、国庫負担率が2分の1でしたが、小泉政権下の三位一体改革の中で3分の1に引き下げられました。その分、県や市町村の負担率が増大したわけであり、自治体間の格差が生じるおそれがあります。

子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育が受けられるよう義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元するよう求めるものであります。

以上であります。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第18. 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

○議長（安丸眞一郎） 日程第18、発議第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

まず、意見書を朗読願います。事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（安丸眞一郎） それでは、提出議員の趣旨説明を求めます。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 議席番号11番、高橋直也です。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について趣旨説明させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税などの一般財源総額の確保充実を強く国に求めていくことが不可欠であることから、地方自治法第99条の規定に基づき、国会関係行政庁に対し、意見を提出するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第19. 常任委員の選任について

○議長（安丸眞一郎） 日程第19、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元

に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第20. 議会運営委員の選任について

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選については、委員会条例第8条第2項の規定により、後日、委員会を開催し、委員会で互選することといたします。

日程第21. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

○議長（安丸眞一郎） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（安丸眞一郎） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第13回大刀洗町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時29分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 9月17日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 東 義一

署名議員 古賀 世章

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 9月17日

議 長

署名議員

署名議員